

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	生活支援課

契約業者名・住所	株式会社データ中心設計・千葉県浦安市北栄一丁目 6 番 5 号 アヴァンセ浦安 7 0 2 号室
工事等の名称	医療扶助適正化事業データ処理業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	金 1, 3 3 9, 4 7 0 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 2 1, 7 7 0 円
工事等の概要	電子媒体により提供するレセプトの電子データ、健康診査の電子データ、その他、提供する各種の電子データを、生活保護等版レセプト管理システムの機器上に作成するデータベース環境に蓄積した上で、種々の帳票を作成する。
随意契約の理由	医療扶助適正化事業データ処理業務委託（以下、「本業務委託」という。）については、診療報酬明細書、健康診査の情報などを使い、頻回受診者や他法他施策を活用できる者等を把握し、被保護者への各種指導支援を行うものである。 当該作業の実施にあたっては、現行のレセプト管理システムから抽出したレセプト情報や、現行の生活保護システムから抽出した被保護者情報データその他、被保護者の健診結果のデータ等健康管理支援に関連する様々なデータを加工・処理していく必要があり、また、データの加工・処理方法は未確定の内容も含まれており、各種データの加工に精通していることが求められる。 選定業者である株式会社データ中心設計は、令和元年度まで「生活保護版医療費通知書作成及び医療費データ処理に係る業務委託」、令和 3 年度まで「健康管理支援事業データ処理業務委託」、令和 4 年度から当該業務を受託しており、その業務を通して、本業務委託で取り扱う各種データを加工・処理した実績がある唯一の業者であり、当該事業を円滑に実施するために、株式会社データ中心設計が最も適切な業者であると思慮される。 したがって、本業務委託におけるその性質又は目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号および松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により随意契約かつ 1 者見積りとすることが妥当かつ適法であると思料する。